

# 1 子ども医療費助成事業補助金 交付要綱

## 千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱

(沿革) 昭和五十二年告示第六百五十八号、昭和五十三年四月一日告示第三百二十六号、昭和六十一年四月三十日告示第三百八十九号、昭和六十三年三月三十一日告示第二百七十九号、平成四年三月三十一日告示第二百九十一号、平成五年九月二十八日告示第七百九十六号、平成七年二月二十八日告示第六十号、平成八年六月十四日告示第五百九十八号、平成十年五月二十九日告示第五百三十七号改正、平成十三年三月二十九日告示第三百三十三号改正、平成十四年十二月二十七日告示第九百六十四号改正、平成十五年九月五日告示第七百二十三号改正、平成十六年九月十日告示第七百七十八号改正、平成十八年四月二十一日告示第四百二十一号改正、平成十八年六月三十日告示第六百三十一号改正、平成十九年五月一日告示第五百十六号改正、平成十九年九月四日告示第八百九十三号改正、平成二十年十一月二十八日告示第八百四十号改正、平成二十二年八月六日告示第五百八十六号改正、平成二十三年八月二十六日告示第五百九十四号改正、平成二十四年五月一日告示第三百二十八号改正、平成二十五年七月九日告示第四百六十九号改正、平成二十六年十二月十九日告示第七百五十三号改正、平成二十八年三月四日告示第二百二十号改正、平成二十八年十一月二十九日告示第五百九十二号改正、平成三十年二月六日告示第四十七号改正

### (趣旨)

第一条 知事は、子どもの保健対策の充実、保護者の経済的負担の軽減を図ることにより、県民の子育てを支援するため、子どもの疾病に係る医療について、市町村が行う医療費を助成する子ども医療費助成事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和三十二年千葉県規則第五十三号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該市町村に対し、補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第二条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十八条の規定による就学義務の猶予又は免除に係る者（同条に規定する学齢児童に限る。）を含む。以下「子ども」という。）に対し医療の給付を行う事業又はこれに代えて保護者に対しその監護する子どもの医療に要する費用の全部若しくは一部を扶助する事業であつて、次の各号に掲げる事項について当該各号に定める内容を有するものとする。

一 給付又は扶助の対象となる医療 子どもに疾病に係る医療であつて、次のいずれかに該当するもの。ただし、第三者の行為による傷病に係る医療を除く。

イ 当該子どもの保護者が、当該子どもの居住する市町村の長に対し当該補助事業に係る子どもの医療の給付の申請をし、当該申請が受理された日（やむを得ない事情で当該申請ができなかつたときは、知事が別に定める日）以後受けた医療

ロ イに規定する医療の給付の申請をし、当該申請が受理された場合において、その旨を証する書類を表示せずに受けた医療で、当該医療に係る給付に代えて医療費を支払った日から二年以内のもの

ハ 県外の医療機関又は県内の医療機関のうち補助事業による給付を行っていない医療機関において受けた医療で、当該医療に係る医療費を支払った日から起算して二年以内のもの

ニ 給付又は扶助額の範囲 子どもに医療機関への入院及び通院に要した次に掲げる額から子どもの属する世帯の市町村民税額（当該世帯が転入により市町村民税が課税されない世帯である場合にあつては、当該世帯が転入前に課税されていた市町村民税の

額) に応じて別表第一に定める自己負担額を控除した額に係る医療の給付又はこれに代わる扶助額

イ 医療保険各法(別表第二に掲げる法律をいう。以下同じ。)に規定する療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費に係る療養に要した費用の額から次に掲げる額を控除して得た額

- (1) 医療保険各法に規定する療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給(以下「保険給付」という。)の額
- (2) 保険者が医療保険各法の規定により保険給付に併せて行う給付及びこれに準ずるものの額
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、他の法令等の規定により負担される公費負担額
- (4) 共済組合等が行う付加給付金が支払われる場合は、その額

ロ 医療保険各法に規定する食事療養に係る標準負担額

三 給付の対象となる子ども 当該市町村の区域内に住所を有し、かつ、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である子ども。ただし、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の適用を受ける被保護世帯に属する子どもを除く。

四 扶助の対象となる保護者 給付の対象となる子どもの保護者

2 補助事業が、子どもの入院を伴うものである場合における前項の規定の適用については、同項中「九歳」とあるのは「十五歳」と、「係る者(同条に規定する学童児童に限る。)」とあるのは「係る者」とする。

3 第一項の「保護者」とは、子どもを現に監護している者のうち、その所得が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額未満の者をいう。

一 その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下この号及び次号において「扶養親族等」という。)並びにその者の扶養親族等でない児童(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。)でその者が生計を維持するもの(次号において「児童」という。)がない場合 六百二十二万円

二 扶養親族等及び児童がある場合 六百二十二万円に当該扶養親族等及び児童一人につき三十八万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十四万円)を加算した額

4 前項の所得の範囲及びその額の計算方法については、児童手当法施行令(昭和四十六年政令第二百八十一号)第二条及び第三条の規定を準用する。

(補助の対象となる経費及び補助率)

第三条 補助の対象となる経費及び補助率は、別表第三のとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請)

第四条 規則第三条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が定める期日までに、子ども医療費助成事業補助金交付申請書(別記第一号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

一 子ども医療費助成事業実施計画書(別記第二号様式)

二 事業の実施に係る年度の歳入歳出予算(見込み)書抄本

(補助の条件)

第五条 規則第五条の規定により付する条件は、次の各号に定めるとおりとする。

一 補助事業の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更

を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。

一 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

二 補助事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(承認申請)

第六条 前条第一号又は第二号の規定による承認を受けようとするときは、子ども医療費助成事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記第三号様式)を知事に提出しなければならない。この場合において、事業変更のときは、子ども医療費助成事業変更状況(別記第四号様式)を添付しなければならない。

(実績報告)

第七条 規則第十二条に規定する実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から起算して三十日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い期日までに、子ども医療費助成事業実績報告書(別記第五号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

一 子ども医療費助成事業実施状況(別記第六号様式)

二 歳入歳出決算(見込み)書抄本

(交付の請求)

第八条 規則第十五条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、子ども医療費助成事業補助金交付請求書(別記第七号様式)を知事に提出しなければならない。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、昭和五十二年分の予算に係る補助金から適用する。ただし、昭和五十二年四月一日から七月三十一日までに行つた補助事業に係る自己負担基準額については、別表第二の規定にかかわらず、次の表を適用する。(表は省略)

附 則(昭和五十三年四月一日告示第三百二十六号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(昭和六十一年四月三十日告示第三百八十九号)

(施行期日)

一 この告示は、昭和六十一年六月一日から施行する。

(経過措置)

二 昭和六十一年五月三十一日において入院していた者で、同年六月一日以後の入院期間が十日未満のものに係る医療にあつては、改正後の千葉県乳幼児医療対策事業補助金交付要綱第二条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和六十三年三月三十一日告示第二百七十九号)

この告示は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成四年三月三十一日告示第二百九十一号)

この告示は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成五年九月二十八日告示第七百九十六号)

(施行期日)

1 この告示は、平成六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に退院した者及び施行日の前日において入院していた一歳から小学校就学始期に達するまでの者で施行日以後の引き続き入院期間が七日未満のものに係る医療、自己負担額及び自己負担基準額にあつては、改正後の千葉県乳幼児医療対策事業補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)第二条第一項第一号及び第二号並びに別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日の前日において入院していた者で施行日以後も引き続き入院し、かつ、その入

院期間が十日未満の者に係る改正後の要綱第二条第一項第一号に規定する医療にあつては、当該医療から施行日前の医療を除くものとする。

- 4 施行日の前日において入院していた者で施行日以後も引き続き入院し、かつ、その入院期間が十日以上の者の施行日前の医療に係る自己負担金及び自己負担基準額は、改正後の要綱第二条第一項第二号ロ及び別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 施行日から平成六年十二月三十一日までの間に扶助の対象となる保護者から市町村に申請がある改正後の要綱第二条第一項第一号に規定する医療のうち施行日前の医療及び附則第二項に規定する医療に対する補助率は、改正後の要綱第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成七年二月二十八日告示第百六十号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の千葉県乳幼児医療対策事業補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定(第二条第二号ロの規定を除く。)は、平成六年四月一日以後に乳幼児が受けた医療について適用し、同日前に乳幼児が受けた医療については、なお従前の例による。
- 3 改正後の要綱第二条第二号ロの規定は、平成六年十月一日以後に乳幼児が受けた医療について適用する。

附 則 (平成八年六月十四日告示第五百九十八号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の千葉県乳幼児医療対策事業補助金交付要綱の規定は、平成八年四月一日以後に乳幼児が受けた医療について適用し、同日前に乳幼児が受けた医療については、なお従前の例による。

附 則 (平成十年五月二十九日告示第五百三十七号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県乳幼児医療対策事業補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、平成十年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

- 2 適用日の前日において入院していた者(適用日以後も引き続き入院し、かつ、その入院期間が七日以上の者に限る。)の医療については、改正後の要綱の規定にかかわらず、その者が引き続き入院する間は、なお従前の例による。

附 則 (平成十四年三月二十九日告示第三百三十三号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成十四年十二月二十七日告示第九百六十四号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日において入院していた者の医療については、改正後の千葉県乳幼児医療対策事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、その者が引き続き入院する間は、なお従前の例による。

附 則 (平成十五年九月五日告示第七百二十三号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県乳幼児医療対策事業補助金交付要綱の規定は、平成十五年四月一日から適用する。

附 則 (平成十六年九月十日告示第七百七十八号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県乳幼児医療対策事業補助金交付要綱別表第三の規定は、平成十六年五月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の千葉県乳幼児医療対策事業補助金交付要綱別表第三の規定は、市町村が医療の給付により助成した場合に要した事務手数料のうち、平成十六年五月一日以後に支払った事務手数料について適用し、同日前に支払った事務手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成十八年四月二十一日告示第四百二十一号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成十八年五月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の千葉県乳幼児医療対策事業補助金交付要綱別表第三の規定は、市町村が医療の給付により助成した場合に要した事務手数料のうち、平成十八年五月一日以後に支払った事務手数料について適用し、同日前に支払った事務手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成十八年六月三十日告示第六百三十一号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成十八年八月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に退院した者に係る医療にあつては、改正後の千葉県乳幼児医療対策事業補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)第二条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において入院していた者で施行日以後も引き続き入院し、かつ、その入院期間が七日未満の者に係る改正後の要綱第二条第一号に規定する医療にあつては、当該医療から施行日前の医療を除くものとする。

附 則 (平成十九年五月一日告示第五百十六号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の千葉県乳幼児医療対策事業補助金交付要綱別表第三の規定は、市町村が医療の給付により助成した場合に要した事務手数料のうち、この告示の施行の日以後に支払った事務手数料について適用し、同日前に支払った事務手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成十九年九月四日告示第八百九十三号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の千葉県乳幼児医療対策事業補助金交付要綱第二条第一号及び第二号の規定は、この告示の施行の日以後に乳幼児が受けた医療について適用し、同日前に乳幼児が受けた医療については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十年十一月二十八日告示第八百四十号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、第二条第二号イの改正規定は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の千葉県乳幼児医療対策事業補助金交付要綱第二条及び別表第一の規定は、この告示の施行の日以後に乳幼児が受けた医療について適用し、同日前に乳幼児が受けた医療については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十二年八月六日告示第五百八十六号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定(「千葉県を除く。以下同じ。」を削る部分に限る。)及び別表第三の改正規定並びに附則第三項の規定は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示(前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下この項において同じ。)による改正後の千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に子どもが受けた医療について適用し、同日前に子どもが受けた医療については、なお従前の例による。
- 3 この告示(附則第一項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の千葉県乳幼児医療対策事業補助金交付要綱の規定は、平成二十二年四月一日以後に乳幼児が受けた医療について適用し、同日前に乳幼児が受けた医療については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十三年八月二十六日告示第五百九十四号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)別表第三補助対象経費の項の規定は、市町村が医療の給付により助成した場合に要した事務手数料のうち、平成二十三年五月一日以後に支払った事務手数料について適用し、同日前に支払った事務手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の要綱別表第三補助率の項の規定は、平成二十三年八月一日以後に子どもが受けた医療について適用し、同日前に子どもが受けた医療については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十四年五月一日告示第三百二十八号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。ただし、第二条第一項第三号の改正規定は平成二十四年七月九日から、同条の改正規定(同条第一項第三号の改正規定を除く。)及び附則第四項は同年十二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示(前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下この項及び次項において同じ。)による改正後の千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱(次項において「改正後の要綱」という。)別表第三の規定は、市町村が医療の給付により助成した場合に要した事務手数料のうち、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払った事務手数料について適用し、同日前に支払った事務手数料については、なお従前の例による。
- 3 市町村が医療の給付により助成した場合に要した事務手数料のうち、この告示の施行日前に支払った医療機関事務手数料については、改正後の要綱別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この告示(第二条の改正規定(同条第一項第三号の改正規定を除く。)に限る。)による改正後の千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱第二条の規定は、平成二十四年

十二月一日以後に子どもが受けた医療について適用し、同日前に子どもが受けた医療については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十五年七月九日告示第四百六十九号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び附則第三項の規定は、平成二十五年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱別表第三の規定は、市町村が医療の給付により助成した場合に要した事務手数料のうち、平成二十五年五月一日以後に支払った事務手数料について適用し、同日前に支払った事務手数料については、なお従前の例による。

3 この告示(附則第一項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱第二条の規定は、平成二十五年八月一日以後に子どもが受けた医療について適用し、同日前に子どもが受けた医療については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十六年十二月十九日告示第七百五十三号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱別表第三の規定は、市町村が医療の給付により助成した場合に要した事務手数料のうち、平成二十六年五月一日以後に支払った事務手数料について適用し、同日前に支払った事務手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十八年三月四日告示第百二十号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱別表第三の規定は、市町村が医療の給付により助成した場合に要した事務手数料のうち、平成二十七年五月一日以後に支払った事務手数料について適用し、同日前に支払った事務手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十八年十一月二十九日告示第五百九十二号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱別表第三の規定は、市町村が医療の給付により助成した場合に要した事務手数料のうち、平成二十八年五月一日以後に支払った事務手数料について適用し、同日前に支払った事務手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十年二月六日告示第四十七号改正)

(施行期日)

1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定及び附則第三項の規定は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)第二条第一項及び別表第一の規定は、この告示の施行の日以後に子どもが受けた医療につい

て適用し、同日前に子どもが受けた医療については、なお従前の例による。

- 3 新要綱別表第三の規定は、市町村が医療の給付により助成した場合に要した事務手数料のうち、平成二十九年五月一日以後に支払った事務手数料について適用し、同日前に支払った事務手数料については、なお従前の例による。

別表第一 (第二條第一項第二号)

自己負担基準額

階層 区分	世帯区分	入院及び通院一回当たり 負担基準額(円)
A	市町村民税非課税世帯	○
B	市町村民税所得割非課税世帯であつて、市町村民 税均等割のみ課税される世帯であるもの	○
C	市町村民税所得割課税世帯	三〇〇

注

- 一 自己負担額は、負担基準額に入院日数又は通院回数を乗じて得た額とする。
- 二 一日に入院及び通院が重複する場合は、それぞれ一日又は一回として自己負担額を算定する。

別表第二 (第二條第一項第二号イ)

健康保険法 (大正十一年法律第七十号)

船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号)

私立学校教職員共済法 (昭和二十八年法律第二百四十五号)

国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第二百二十八号)

国民健康保険法 (昭和三十三年法律第九十二号)

地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第五十二号)

別表第三 (第三条)

区分	医療費	入院時食事療養費	事務手数料
補助対象経費	第二条第一項第二号イに規定する額	第二条第一項第二号ロに規定する額	<p>市町村が医療の給付により助成した場合に要した事務手数料のうち次に掲げる額の合計額</p> <p>一 審査支払事務手数料のうち千葉県国民健康保険団体連合会に係るもの一件当たり八〇円</p> <p>二 審査支払事務手数料のうち社会保険診療報酬支払基金千葉支部に係る診療報酬明細書及び訪問看護療養費明細書一件当たり八一・七円</p> <p>三 審査支払事務手数料のうち社会保険診療報酬支払基金千葉支部に係る調剤報酬明細書一件当たり四一・五円</p> <p>四 柔道整復師の施術に係る療養費の審査事務手数料一件当たり三六円</p>
補助率	二分の一 (千葉市にあつては、四分の一)	二分の一 (千葉市にあつては、四分の一)	二分の一 (千葉市にあつては、四分の一)

第一号様式（第四条）

子ども医療費助成事業補助金交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長 印

年度において次のとおり子ども医療費助成事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

補助金申請額 円

第二号様式（第四条第一号）

（その一）

子ども医療費助成事業実施計画書

市町村名

（単位 円）

区 分		支出予定額 ①	補 助 基 準 額 ②	県 補 助 基 本 額 ③	補 助 金 申 請 額 (③×1/2) ④
医 療 費	医療の給付に係るもの				/
	医療費の扶助に係るもの				
	小 計				
事 務 手 数 料					
合 計					

注

- 1 補助基準額②は、それぞれ（その二）の(1)及び(2)並びに（その三）の補助基準額と一致すること。
- 2 県補助基本額③とは、支出予定額①と補助基準額②とを比較して少ない方の額とする。
- 3 補助金申請額④とは、県補助基本額③に1/2を乗じて得た額とし、1,000円未満を切り捨てた額とする。

(その二)

子ども医療費助成事業実施計画書（医療の給付に係るもの）

市町村名

(1) 医療費補助基準額

(単位 円)

区分	対象医療の総医療費 ④	医療保険各法負担額 ⑤	一部負担金の額 (④-⑤) ⑥	他の公費負担額及び付加給付金 ⑦	食事療養係標準負担額 ⑧	自己負担金の額 ⑨	返還その他の収入の額 ⑩	補助基準額 (⑨-⑩) +⑪-⑫ ⑬	延べ件数	延べ日数・回数
入院	自己負担なし									
	自己負担あり									
	計									
通院	自己負担なし									
	自己負担あり									
	計									
合計	自己負担なし									
	自己負担あり									
	計									

注

- 1 対象医療の総医療費④とは、療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費に係る療養に要した費用の額とする。
- 2 医療保険各法負担額⑤とは、保険給付並びに保険者が保険給付に併せて行う給付及びこれに準ずるものの額とする。
- 3 一部負担金の額⑥とは、対象医療の総医療費④から医療保険各法負担額⑤を控除した額とする。
- 4 他の公費負担額及び付加給付金⑦とは、他の法令等により負担される公費負担額及び共済組合等が行う付加給付金の額とする。
- 5 自己負担金の額⑨とは、千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱第2条第1項第2号に規定する自己負担額とする。

## (2) 事務手数料補助基準額

(単位 円)

件数	単価	返還金 収入	その他の 額	補助基準額 (A×B-C)
④	⑤		⑥	⑦
		円		
		円		
合			計	

注 補助基準額⑦に、小数点以下の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(その三)

子ども医療費助成事業実施計画書（医療費の扶助に係るもの）

市町村名  
(単位 円)

区 分		対象医療の総医療費	医療保険各法負担額	一部負担金の額	他の公費負担額及び付加給付金	食事養係標準負担額	自己負担金の額	返還金その他の収入の額	医療機関経費	補助標準額	延べ件数	延べ日数・回数
		①	②	(①-②)③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	(⑧-⑥)⑨ +⑩-⑥⑪ -⑫+⑬⑭		
入院	自己負担なし						/					
	自己負担あり											
	計											
通院	自己負担なし						/					
	自己負担あり											
	計											
合計	自己負担なし						/					
	自己負担あり											
	計											

注

- 1 対象医療の総医療費①とは、療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費に係る療養に要した費用の額とする。
- 2 医療保険各法負担額②とは、保険給付並びに保険者が保険給付に併せて行う給付及びこれに準ずるものの額とする。
- 3 一部負担金の額③とは、対象医療の総医療費①から医療保険各法負担額②を控除した額とする。
- 4 他の公費負担額及び付加給付金④とは、他の法令等により負担される公費負担額及び共済組合等が行う付加給付金の額とする。
- 5 自己負担金の額⑥とは、千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱第2条第1項第2号に規定する自己負担額とする。
- 6 医療機関経費⑩とは、子ども医療費計算書交付に要する経費として医療機関に支払った場合1件100円以内の額とする。

第三号様式（第六条）

子ども医療費助成事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長 印

年 月 日付け千葉県指令第 号をもって補助金交付の決定通知のあつた子ども医療費助成事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱第5条の規定により承認を申請します。

- 1 交付申請額 円  
既交付決定額 円
- 2 変更（中止・廃止）の理由

第四号様式（第六条）

（その一）

子ども医療費助成事業変更状況

市町村名

（単位 円）

区 分		支出額 ④	補 助 基準額 ⑤	県補助 基本額 ⑥	変 更 補 助 申 請 額 (⑥×1/2) ⑦	既交付 決 定 済 額 ⑧	差 引 過 不 足 (⑧-⑦) ⑨
医 療 費	医療の給付 に係るもの				/	/	/
	医療費の扶助 に係るもの						
	小 計	/					
事務手数料						/	/
合 計		/					

注

- 1 補助基準額⑤は、それぞれ（その二）の(1)及び(2)並びに（その三）の補助基準額と一致すること。
- 2 県補助基本額⑥とは、支出額④と補助基準額⑤とを比較して少ない方の額とする。
- 3 変更補助申請額⑦とは、県補助基本額⑥に1/2を乗じて得た額とし、1,000円未満を切り捨てた額とする。

(その二)

子ども医療費助成事業変更状況 (医療の給付に係るもの)

市町村名

(1) 医療費補助基準額

(単位 円)

区 分	対象医療の総医療費 ④	医療保険各法負担額 ⑤	一部負担金の額 (④-⑤) ⑥	他の公費負担額及び付加給付金 ⑦	食事療養に係る標準負担額 ⑧	自己負担金の額 ⑨	返還金その他の収入額 ⑩	補助基準額 (⑥-⑦) +⑩-⑧ ⑪		延べ件数	延べ日数・回数
入院	自己負担金なし										
	自己負担金あり										
	計										
通院	自己負担金なし										
	自己負担金あり										
	計										
合計	自己負担金なし										
	自己負担金あり										
	計										

注

- 1 対象医療の総医療費④とは、療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費に係る療養に要した費用の額とする。
- 2 医療保険各法負担額⑤とは、保険給付並びに保険者が保険給付に併せて行う給付及びこれに準ずるものの額とする。
- 3 一部負担金の額⑥とは、対象医療の総医療費④から医療保険各法負担額⑤を控除した額とする。
- 4 他の公費負担額及び付加給付金⑦とは、他の法令等により負担される公費負担額及び共済組合等が行う付加給付金の額とする。
- 5 自己負担金の額⑨とは、千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱第2条第1項第2号に規定する自己負担額とする。

## (2) 事務手数料補助基準額

(単位 円)

件数 ㉑	単価 ㉒	返還金その他の額 収入の額 ㉓	補助基準額 (㉑×㉒-㉓) ㉔
	円		
	円		
合 計			

注 補助基準額㉔に、小数点以下の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(その三)

子ども医療費助成事業変更状況 (医療費の扶助に係るもの)

市町村名  
(単位 円)

区 分		対象医療の総医療費	医療保険各法負担額	一部負担金の額	他の公費負担額及び付加給付金	食事養係標準負担額	自己負担金の額	返還その他の収入の額	医療機関経費	補基準額	助額	延べ件数	延べ日数・回数
		①	②	(①-②) ③	④	⑤	⑥	⑦	(③-④) +⑤-⑥) ⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
入院	自己負担金なし						/						
	自己負担金あり												
	計												
通院	自己負担金なし						/						
	自己負担金あり												
	計												
合計	自己負担金なし						/						
	自己負担金あり												
	計												

注

- 1 対象医療の総医療費①とは、療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費に係る療養に要した費用の額とする。
- 2 医療保険各法負担額②とは、保険給付並びに保険者が保険給付に併せて行う給付及びこれに準ずるものの額とする。
- 3 一部負担金の額③とは、対象医療の総医療費①から医療保険各法負担額②を控除した額とする。
- 4 他の公費負担額及び付加給付金④とは、他の法令等により負担される公費負担額及び共済組合等が行う付加給付金の額とする。
- 5 自己負担金の額⑥とは、千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱第2条第1項第2号に規定する自己負担額とする。
- 6 医療機関経費⑨とは、子ども医療費計算書交付に要する経費として医療機関に支払った場合1件100円以内の額とする。

第五号様式（第七条）

子ども医療費助成事業実績報告書

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長 印

年 月 日付け千葉県指令第 号で補助金の交付決定のあつた子ども医療費助成事業について、千葉県補助金等交付規則第 12 条の規定により次のとおり事業の実績を報告します。

精算額 円

第六号様式（第七条第一号）

（その一）

子ども医療費助成事業実施状況

市町村名

子ども総数 \_\_\_\_\_ 人（うち補助事業の対象となる子ども数 \_\_\_\_\_ 人）

（実績報告書提出日現在）

（単位 円）

区 分		支出済額 ①	補 助 基 準 額 ②	県 補 助 基 本 額 ③	補 助 金 精 算 額 (③×1/2) ④
医 療 費	医療の給付に係るもの				/
	医療費の扶助に係るもの				
	小 計				
事 務 手 数 料					
合 計					

注

- 1 補助基準額②は、それぞれ（その二）の(1)及び(2)並びに（その三）の補助基準額と一致すること。
- 2 県補助基本額③とは、支出済額①と補助基準額②とを比較して少ない方の額とする。
- 3 補助金精算額④とは、県補助基本額③に1/2を乗じて得た額とし、1,000円未満を切り捨てた額とする。

(その二)

子ども医療費助成事業実施状況 (医療の給付に係るもの)

市町村名

(1) 医療費補助基準額

(単位 円)

区 分	対象医療の総医療費 ④	医療保険各法負担額 ⑤	一部負担金の額 (④-⑤) ⑥	他の公費負担額及び付加給付金 ⑦	食事療養に係る標準負担額 ⑧	自己負担金の額 ⑨	返還その他収入の額 ⑩	補助基準額 (⑥-⑦-⑧) +⑨-⑩ ⑪	延べ件数	延べ日数・回数
入院	自己負担なし					/				
	自己負担あり									
	計									
通院	自己負担なし					/				
	自己負担あり									
	計									
合計	自己負担なし					/				
	自己負担あり									
	計									

注

- 1 対象医療の総医療費④とは、療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費に係る療養に要した費用の額とする。
- 2 医療保険各法負担額⑤とは、保険給付並びに保険者が保険給付に併せて行う給付及びこれに準ずるものの額とする。
- 3 一部負担金の額⑥とは、対象医療の総医療費④から医療保険各法負担額⑤を控除した額とする。
- 4 他の公費負担額及び付加給付金⑦とは、他の法令等により負担される公費負担額及び共済組合等が行う付加給付金の額とする。
- 5 自己負担金の額⑨とは、千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱第2条第1項第2号に規定する自己負担額とする。

## (2) 事務手数料補助基準額

(単位 円)

件数 ㉑	単価 ㉒	返還金その他の額 ㉓	補助基準額 (㉑×㉒-㉓) ㉔
	円		
	円		
合		計	

注 補助基準額㉔に、小数点以下の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(その三)

子ども医療費助成事業実施状況 (医療費の扶助に係るもの)

市町村名  
(単位 円)

区 分		対象医療の総医療費	医療保険各法負担額	一部負担金の額	他の公費負担額及び付加給付金	食事療養に係る標準負担額	自己負担金の額	返還金その他の収入の額	医療機関経費	補助標準額	助額	延べ件数	延べ日数・回数
		④	⑤	(④-⑥) ⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	(⑩-⑪) +⑫-⑬	⑭	⑮	⑯
入院	自己負担金なし												
	自己負担金あり												
	計												
通院	自己負担金なし												
	自己負担金あり												
	計												
合計	自己負担金なし												
	自己負担金あり												
	計												

注

- 1 対象医療の総医療費④とは、療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費に係る療養に要した費用の額とする。
- 2 医療保険各法負担額⑤とは、保険給付並びに保険者が保険給付に併せて行う給付及びこれに準ずるものの額とする。
- 3 一部負担金の額⑦とは、対象医療の総医療費④から医療保険各法負担額⑤を控除した額とする。
- 4 他の公費負担額及び付加給付金⑧とは、他の法令等により負担される公費負担額及び共済組合等が行う付加給付金の額とする。
- 5 自己負担金の額⑩とは、千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱第2条第1項第2号に規定する自己負担額とする。
- 6 医療機関経費⑫とは、子ども医療費計算書交付に要する経費として医療機関に支払った場合1件100円以内の額とする。

第七号様式 (第八条)

子ども医療費助成事業補助金交付請求書

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長 印

年 月 日付け千葉県達第 号をもって額の確定のあった子ども医療費助成事業について、千葉県補助金等交付規則第 15 条の規定により、次のとおり請求します。

請求額 円